

別紙

電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（原案）

平成13年9月

公正取引委員会
総務省

電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（原案）

（目次）

電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の必要性と

| | |
|--------------------------------------|----|
| 構成 | 1 |
| 第1 指針の必要性 | 1 |
| 第2 指針の構成と基本的考え方 | 2 |
| | |
| 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為 | 6 |
| 第1 電気通信設備の接続及び共用に関連する分野 | 6 |
| 1 独占禁止法における考え方 | 6 |
| 2 電気通信事業法における接続制度の趣旨と概要 | 7 |
| (1) 電気通信設備の接続制度 | 7 |
| ア 第一種電気通信事業者の接続義務等 | |
| イ 指定電気通信設備制度 | |
| ウ 接続の協定 | |
| (2) 電気通信設備の共用制度 | 9 |
| (3) 接続又は共用に関する命令 | 9 |
| 3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為 | 10 |
| (1) 独占禁止法上問題となる行為 | 10 |
| ア 加入者回線網との接続に係る行為 | |
| イ コロケーションに係る行為 | |
| ウ 接続等の際に得た競争事業者やその取引相手に関する情報の利用に係る行為 | |
| (2) 電気通信事業法上問題となる行為 | 11 |
| ア 業務改善命令の対象となる行為 | |
| イ 接続約款の変更認可申請命令の対象となる場合 | |
| ウ 接続約款変更命令の対象となる場合 | |
| エ 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為 | |
| | |
| 第2 電柱・管路等の貸与に関連する分野 | 19 |
| 1 独占禁止法における考え方 | 19 |
| 2 電気通信事業法における認可・裁定制度の趣旨と概要 | 19 |

| | | |
|-----|--|----|
| 3 | 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となり得る行為 | 20 |
| (1) | 独占禁止法上問題となる行為 | 20 |
| | ア 電柱・管路等の貸与に係る行為 | |
| | イ 電柱・管路等の貸与と他のサービスの抱き合わせ等に係る行為 | |
| | ウ 電柱・管路等の貸与の際に得た自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者やその取引相手に関する情報の利用に係る行為 | |
| | エ 一束化に係る行為 | |
| (2) | 電気通信事業法上問題となり得る行為 | 22 |
| | ア 正当な理由なく貸与を拒否する行為 | |
| | イ 適正でない提供条件により貸与する行為 | |
| 第3 | 電気通信役務の提供に関連する分野 | 25 |
| 1 | 独占禁止法における考え方 | 25 |
| 2 | 電気通信事業法における料金制度、契約約款制度等の趣旨と概要 | 25 |
| (1) | 料金制度 | 25 |
| (2) | 契約約款制度 | 26 |
| (3) | 卸電気通信役務制度 | 26 |
| 3 | 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為 | 27 |
| (1) | 電気通信役務料金の設定等に係る行為 | 27 |
| | ア 独占禁止法上問題となる行為 | |
| | イ 電気通信事業法上問題となる行為 | |
| (2) | セット提供に係る行為 | 30 |
| | ア 独占禁止法上問題となる行為 | |
| | イ 電気通信事業法上問題となる行為 | |
| (3) | 顧客と他の電気通信事業者との取引の妨害に係る行為 | 31 |
| | ア 独占禁止法上問題となる行為 | |
| | イ 電気通信事業法上問題となる行為 | |
| (4) | 自己の関係事業者との業務の受委託等に係る行為 | 32 |
| | ア 独占禁止法上問題となる行為 | |
| | イ 電気通信事業法上問題となる行為 | |
| (5) | 契約約款の設定に係る行為 | 33 |
| | 電気通信事業法上問題となる行為 | |
| (6) | 卸電気通信役務料金の設定等に係る行為 | 35 |
| | ア 独占禁止法上問題となる行為 | |
| | イ 電気通信事業法上問題となる行為 | |

| | | |
|------|-------------------------------------|-----------|
| 第4 | コンテンツの提供に関連する分野 | 38 |
| 1 | 独占禁止法における考え方 | 38 |
| 2 | 電気通信事業法における禁止行為、停止・変更命令等 | 39 |
| 3 | 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為 | 39 |
| 第5 | 電気通信設備の製造・販売に関連する分野 | 41 |
| 1 | 独占禁止法における考え方 | 41 |
| 2 | 電気通信事業法における禁止行為、停止・変更命令等 | 41 |
| 3 | 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為 | 41 |
| 【再掲】 | 市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制（禁止行為） | 43 |
| 1 | 制度の趣旨及び概要 | 43 |
| 2 | 電気通信事業法上問題となる行為 | 44 |
| | 競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為 | 46 |
| 1 | 接続担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断 | 46 |
| 2 | 接続・コロケーションに係る情報開示及び条件の同一性の確保等 | 46 |
| 3 | 加入者回線網の開放の徹底 | 46 |
| 4 | 電柱・管路等の貸与関係 | 47 |
| (1) | 電柱・管路等の貸与担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断 | 47 |
| (2) | 電柱・管路等の貸与申込手続の公表等 | 47 |
| (3) | 電柱・管路等の貸与状況の公表 | 48 |
| 5 | 卸電気通信役務市場の活性化 | 48 |
| 6 | 違反防止マニュアルの作成 | 48 |
| | 報告・相談、意見申出等への対応体制 | 49 |
| 第1 | 違反行為の報告・相談、競争の促進に関する各種苦情・意見申出等 | 49 |
| 第2 | 公正取引委員会と総務省の連携 | 50 |

電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の必要性和

構成

第1 指針の必要性

現在、我が国においては、情報通信技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ広範な経済社会構造の変化に的確に対応することが喫緊の課題となっているところ、電気通信事業分野は、その経済社会活動の基盤的な役割を担っているとともに、高度情報通信ネットワーク社会に向けて先導的な役割を果たしていくことが期待されている。

このような電気通信事業分野の重要な役割も踏まえ、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法、平成13年1月6日施行）において、「広く国民が低廉な料金で利用することができる世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成を促進するため、事業者間の公正な競争の促進その他の必要な措置が講じられなければならない」（第17条）こととされているなど、電気通信事業分野における公正な競争を促進していくことが、政府全体としての重要な政策課題の一つとなっている。

我が国は、自由主義経済体制の下、事業者の公正かつ自由な競争に基づき、市場メカニズムを通じて、事業者の創意工夫を発揮させ、経済の活力ある発展を確保することを目指しており、規制緩和の推進にあわせて、競争の一般的ルールである独占禁止法により事業者の競争制限行為を排除していくことが基本である。

他方、電気通信事業分野においては、

不可欠性及び非代替性を有するため他の事業者がそれに依存せざるを得ないいわゆるボトルネック設備の設置、市場シェアの大きさ等に起因して市場支配力を有する事業者が存在するために十分な競争が進みにくいこと、

いわゆるネットワーク産業であり、競争相手の事業者と接続することにより利用者の効用が大きく増加するとともに、逆に接続しなければ事業者はサービスの提供が困難であるため、他事業者への依存を余儀なくされること、

市場の変化や技術革新の速度が大変速いこと

といった事情がある。

このような電気通信事業分野の特殊性や同分野が独占から競争への過渡的状況にあることを前提にすれば、電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に促進していくためには、規制緩和の推進と競争の一般的ルールである独占禁止法による競争制限行為の排除に加えて、電気通信事業法において、公共性・利用者利益の確保の観点から必要な規制を課すとともに、公正競争促進のための措置を講じていくことが必要である。

このため、電気通信事業分野における競争を促進するためには、両法の果たす役割を踏まえ、独占禁止法及び電気通信事業法を適正に運用していくことが必要となる。

今般、独占禁止法を所管する公正取引委員会と電気通信事業法を所管する総務省は、それぞれの所管範囲について責任を持ちつつ、電気通信事業分野における競争の促進に関する指針を作成することとした。また、本指針は、独占禁止法と電気通信事業法の適用関係をめぐる事業者の無用の混乱や負担を生じさせないようにする観点からも有用であると考えられる。

公正取引委員会と総務省は、今後とも、電気通信事業分野における競争を一層促進する観点から、相互に連携しつつ、積極的に取り組んでいくこととする。

第2 指針の構成と基本的考え方

1 構成

指針は、

電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の必要性と構成

独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為

報告・相談、意見申出等への対応体制

から構成されている。

については、独占禁止法を所管する公正取引委員会及び電気通信事業法を所管する総務省が、それぞれの責任の下、独占禁止法及び電気通信事業法の適用等に関する考え方を示したものである。 については、電気通信事業分野の競争を促進する観点から、電気通信事業者等が自主的に採ることが望まれる行為を具体的に示したものである。

においては、独占禁止法又は電気通信事業法に違反する事実についての報告や、実現しようとする事業活動に係る具体的行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかの確認・相談の窓口及び公正取引委員会と総務省の連携について、付記している。

2 独占禁止法の適用に当たっての基本的考え方

(1) 公正取引委員会は、従来から、電気通信事業分野における公正かつ自由な競争を促進する観点から、同事業分野における競争制限的行為に対して、独占禁止法を厳正に執行し、それらの行為を排除してきたところであり、今後ともこの方針を堅持していくこととしている。

(2) また、電気通信事業分野における公正かつ自由な競争をより一層促進していくた

めには、競争制限的行為を排除するなど独占禁止法を厳正に執行すること（注1）に加え、以下の観点から、同事業分野における独占禁止法の適用に関する考え方をあらかじめできる限り明らかにすることが重要である。

事業者が独占禁止法違反行為を行うことを未然に防止すること。

事業者が最大限の経営自主性を発揮できる環境を整備すること。

独占禁止法上問題となる行為を具体的に示すことにより、その運用の透明性を確保すること。

（注1）公正取引委員会は、独占禁止法に違反する行為があると認めた場合には、独占禁止法の規定に基づき、事業者に対し、当該行為の差止め、契約条項の削除、営業の一部の譲渡その他違反行為を排除するために必要な措置を命ずることとなる。また、事業者が、他の事業者の株式を取得し、又は所有すること等により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、独占禁止法の規定に基づき、事業者に対し、株式の全部又は一部の処分、営業の一部の譲渡その他違反行為を排除するために必要な措置を命ずることとなる。

(3) 公正取引委員会は、このような認識の下、次章において、関係する事業者から示された競争上の懸念や独占禁止法上問題とされた事例なども踏まえた上で、主に電気通信役務市場（注2）を中心に電気通信事業分野における競争に悪影響を与える行為について、具体的に想定される事業者の行為に即した形で、独占禁止法の適用に関する考え方を明らかにしている。

（注2）電気通信役務とは、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう（電気通信事業法第2条第3号）。また、電気通信役務市場は、地域通信サービス市場、長距離通信サービス市場、移動体通信サービス市場、データ通信サービス市場等により重層的に構成されるものである。これらの市場は、例えば、サービスの機能及び効用が同種と認められるサービスごと、取引の地域ごと、取引先との関係等から相互に競争関係にあると認められるサービスごとに画定される。

(4) 独占禁止法上問題となる行為としては、具体的に想定される行為を取り上げているが、このほか事業者による株式の保有、合併又は営業譲受け等の企業結合についても、独占禁止法の適用の対象となる（「株式保有、合併等に係る『一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合』の考え方」（平成10年12月21日公正取引委員会）参照。）。事業者（外国事業者を含む。以下同じ。）の具体的な行為が独占禁止法の規定に違反することとなるか否かについては、独占禁止法の規

定に照らして、当該行為が競争に与える影響（注3）を勘案し、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、本指針に記載されていない行為であっても、独占禁止法の規定に違反する場合には、同法の規定に基づき、排除措置の対象となる。

また、公正取引委員会においては、今後の電気通信事業分野における競争環境の変化に対応しつつ、本指針の運用事例を積み重ねていくとともに、その蓄積を反映させる形で本指針を必要に応じて見直すこととする。

（注3） 独占禁止法においては、競争に悪影響を与える事業者の行為を問題とするものであり、すべての事業者をその適用対象とするものであるが、同一の行為が行われる場合であっても、行為主体によって競争に与える影響が異なることがあり得る。例えば、新たに事業分野に参入する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に軽微であり、また相対的に高い加入者シェアを有する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に大きい。

3 電気通信事業法の適用に当たっての基本的考え方

(1) 電気通信事業法においては、従来から、接続制度など電気通信事業分野における公正な競争環境の整備を図るための各種制度が整備されてきており、これに加えて今般の電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成13年法律第62号）において、市場支配的な電気通信事業者（注4）をあらかじめ特定して一定の行為規制を通常の電気通信事業者とは非対称的に課すこととする非対称規制制度を導入するなど、一層の公正競争促進のための措置を講じている。

本制度の導入により、市場支配的な電気通信事業者に対しては、反競争的行為の禁止行為をあらかじめ類型化することにより、これらの行為の効果的な未然防止及び迅速な排除が可能となるとともに、それ以外の電気通信事業者（非支配的事業者）については、契約約款、電気通信設備の接続・共用及び卸電気通信役務に関する規制緩和を行い、より柔軟な事業展開を可能としている。

これらを通じて、今後、電気通信市場における公正な競争環境が整備され、電気通信事業者による公正な競争を通じた一層の料金の低廉化、サービスの高度化・多様化が期待される。

（注4） 「市場支配的な電気通信事業者」とは、電気通信事業法第37条の2第1項の規定により総務大臣から指定を受けた第一種電気通信事業者及び第38条の2第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者をいう。

(2) 総務省は、次章において、今般の法改正を受けた制度を含め、電気通信事業法による公正競争条件の確保方策が円滑に活用されるよう、電気通信事業法において市

場支配的な電気通信事業者等に対して禁止される行為や、業務改善命令、料金変更命令等の各種命令等の対象となり得る行為を類型化して例示することにより、電気通信事業法の運用の一層の透明化を図り、電気通信事業者が最大限の経営自主性を発揮できる環境を整備しようとするものである。

- (3) 本指針においては、電気通信事業法上問題となる行為を列挙しているが、電気通信事業者の個別具体的な行為が電気通信事業法に基づく変更・停止命令等の各種命令の対象となるか否かについては、電気通信事業法の規定に照らし、個別の事案ごとに判断される。また、本指針に記載されていない行為であっても、電気通信事業法上の規定に照らし、禁止行為等に該当する場合には、各種命令等の対象となる。

また、総務省においては、今後とも一層の公正競争環境の整備を図る観点から、電気通信事業分野における新たなビジネスモデルの出現や新サービスの展開といった変化にも対応しつつ、本指針を必要に応じて見直すこととする。

独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

第1 電気通信設備の接続及び共用に関連する分野

1 独占禁止法における考え方

- (1) 電気通信役務を提供するに当たっては必要不可欠であるが、投資等を行うことにより同種の設備を新たに構築することが現実的に困難と認められる設備(注1)がある。このような場合において、電気通信事業者にとっては当該設備への接続(注2)が行えなかったり、接続の手続が遅延したりすれば、新規参入や新規事業展開が困難となる。また、当該設備のうち必要となる機能等だけに限定した接続ができない場合には、更なるコスト負担を強いられることとなる。さらに、当該設備への接続が一部の電気通信事業者にしかな行われない場合には、電気通信事業者間の公正な競争条件を確保できないこととなる。

(注1) 例えば、相対的に高い加入者シェアを有する電気通信事業者が保有する固定系の加入者回線網がこれに当たる。ここにいう加入者回線網とは、加入者から最も近い交換機(以下「加入者交換機」という。)加入者と加入者交換機を連結する電気通信回線(以下「加入者回線」という。)加入者交換機からの電気通信回線を集線する交換機(以下「中継交換機」という。)加入者交換機と中継交換機の間を連結する電気通信回線等から構成されるネットワークをいう。また、ここでいう電気通信回線には、メタル回線のほか、光ファイバ回線等を含むものとする。

(注2) 加入者回線網への接続に係る行為のほかに、加入者回線網の共用に係る行為があるが、これらについては接続に係る行為の考え方が準用される。

- (2) このような状況の下、例えば、相対的に高い加入者シェアを有する電気通信事業者が、合理的な理由なく(注3)他の電気通信事業者に対し、その保有する加入者回線網の接続(注4)やコロケーション(注5)の取引を拒絶し、又はそれらの取引の条件若しくは実施について自己又は自己の関係事業者(注6)に比べて不利な取扱いをすることは、他の電気通信事業者等の新規参入を阻害し、円滑な事業活動を困難にさせるもの(注7)であり、これにより市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為は、一般に公正な競争を阻害するおそれがあり、原則として不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる。

また、移動体通信サービス事業者の保有する電気通信設備については、投資等を行うことにより同種の設備を新たに構築することが現実的に困難なものと一緒に認められるものではない。しかしながら、移動体通信サービスを行う際には相対的に

高い加入者シェアを有する移動体通信サービス事業者との接続が不可欠と認められる場合があること、電波の割当て枠に限りがあることから同サービス市場への参入が行われにくいという現状等を踏まえると、相対的に高い加入者シェアを有する移動体通信サービス事業者が、他の電気通信事業者との接続を拒否等することは、上記と同様に独占禁止法上問題となる。

(注3) 接続を拒否し得る合理的な理由としては、技術的に接続を行うことが不可能又は困難である場合などが考えられるが、これらの主張が合理的な理由として認められるか否かは、ケースごとに実態に即して判断されるものである。

(注4) 接続には、電気通信設備の機能を細分化し、接続を受ける者にとって必要なもの(例えば、通信を伝送する機能、通信の交換を行う機能等)のみを利用させる形態を含むものとする。

(注5) コロケーションとは、接続を受ける者に対して、接続を行うために必要な装置を設置するために必要不可欠となる局舎スペース等を提供することをいう。

(注6) 自己の関係事業者とは、自己との資本関係等を通じて一方が他方の経営方針等の決定を支配しているか又はそれに対して重要な影響を与えている事業者をいい、例えば、自己の子会社、自己を子会社とする親会社、当該親会社の子会社などをいう。

(注7) 加入者回線網を保有する電気通信事業者が、接続の拒否行為等を行うことにより、他の電気通信事業者による新たな電気通信役務の提供を困難にさせることも含む。

2 電気通信事業法における接続制度の趣旨と概要

(1) 電気通信設備の接続制度

電気通信設備の接続の制度は、電気通信事業者間の交渉力の相違等に着目して、優位な一方当事者によって他方当事者に著しく不利な協定が締結されたり、接続の実質的な拒否がなされたりすることで、公正な競争及び利用者の利便を害することがないように、電気通信事業者間の円滑な接続を確保することを目的としている。そして、制度の概要は以下のようになっている。

ア 第一種電気通信事業者の接続義務等

第一種電気通信事業者は、その電気通信回線設備について、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあるとき等一定の場合(注8)を除き、他の電気通信事業者からの接続請求に応じる義務がある(電気通信事業法第38条)。

(注8) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあるとき

当該接続が当該第一種電気通信事業者の利益を不当に害するおそれ

があるとき

接続を請求した他の電気通信事業者が接続に関し負担すべき金額の支払を怠り、又は怠るおそれがあるとき

接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき

第一種電気通信事業者は、自己の電気通信設備（下記の第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備を除く。）と他の電気通信事業者との接続に関して、接続料金等について接続約款を定め、又は変更しようとするときは、総務大臣に届け出なければならない（電気通信事業法 38 条の 4 第 2 項）。

イ 指定電気通信設備制度

不可欠性・独占性を有する、あるいは相対的に多数の加入者を収容していること等から、公正な競争及び利用者利益の確保の観点から特別の接続規制が必要な電気通信設備については、電気通信事業法に基づき、総務大臣が指定を行う。総務大臣が指定を行う電気通信設備には、第一種指定電気通信設備と第二種指定電気通信設備がある。

まず、第一種指定電気通信設備とは、固定系加入者回線を相当な規模で有する地域ネットワーク設備であり、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠で独占性を有しているため、公平かつ透明で円滑・迅速な接続を確保する観点から、これを設置する第一種電気通信事業者は、接続約款の作成・認可・公表、アンバンドル（ネットワーク機能の細分化）した形での接続、接続会計の整理・公表、特定の機能に関する接続料についての L R I C（長期増分費用）方式による算定等が義務付けられている。

次に、第二種指定電気通信設備とは、移動体通信用設備のうち相対的に多数の加入者を収容しているものであり、移動体通信市場が電波の有限性のために参入者が限られる寡占的市場であることから、それを設置する第一種電気通信事業者は、接続約款の作成・届出・公表等が義務付けられている。

ウ 接続の協定

第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、認可を受けた接続約款によらなければ、他の電気通信事業者との間において、第一種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない（電気通信事業法第 38 条の 2 第 6 項）。また、第一種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない（同条第 9 項）。

第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、届け出た接続約款によらなければ、他の電気通信事業者との間において、第二種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない（電気通信事業法第38条の3第4項）。また、第二種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない（同条第6項）。

(2) 電気通信設備の共用制度

電気通信設備の共用に関する協定については、当事者間の協議により締結することとしている。

第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者が行う第一種指定電気通信設備の共用に関する協定については、不当な差別的取扱いを防止する等、第一種指定電気通信設備の適正かつ円滑な利用を確保する観点から、総務大臣の認可に係らしめている（電気通信事業法第39条の3第1項）。

他方で、第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者が他の電気通信事業者と締結する電気通信設備（第一種指定電気通信設備を除く。）の共用に関する協定については、総務大臣に届け出なければならないとされている（同条第5項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が一般第二種電気通信事業者と締結する当該第一種電気通信設備の共用に関する協定についても、届け出なければならないとされている（同項）。

(3) 接続又は共用に関する命令

電気通信事業者が第一種電気通信事業者に対し電気通信設備の接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該第一種電気通信事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合で、当該電気通信事業者から申立てがあったときは、原則として、協議の開始又は再開の命令が発動される（電気通信事業法第39条第1項）。

また、上記以外の場合においても、電気通信事業者間（注9）において、その一方が電気通信設備の接続又は共用に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合で、当該一方の電気通信事業者から申立てがあった場合において、その接続又は共用が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認められるときは、協議の開始又は再開の命令が発動される（電気通信事業法第39条第2項及び第39条の4第1項）。

（注9）当事者の一方又は双方が一般第二種電気通信事業者である場合及び当事者の双方が国内特別第二種電気通信事業者である場合を除く。

3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

(1) 独占禁止法上問題となる行為

ア 加入者回線網との接続に係る行為

電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

自己若しくは自己の関係事業者の提供する電気通信役務と競合する電気通信役務を現に提供し、又は提供しようとする他の電気通信事業者（以下「競争事業者」という。）に対して、合理的な理由なく、その保有する加入者回線網との接続を拒否すること、又は接続に関連する費用を高く設定し、接続に当たって必要となる情報（注10）を十分に開示せず、若しくは接続手続（注11）を遅延させるなど実質的に接続を拒否していると認められる行為を行うことにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引拒絶等）。

（注10） 接続に当たって必要となる情報は、加入者回線網の設置場所、その空き状況（現状において接続不能であれば接続可能となる具体的時期を含む。）等の接続を行う前提として必要となる情報を含む。

（注11） 接続手続は、接続に当たって必要となる情報の開示請求への対応を含む。

競争事業者に対して接続を行う場合に、合理的な理由なく、接続に関連する費用、接続に当たって必要な情報の開示の程度、接続手続の期間、優先接続（マイライン）等における登録作業等について、競争事業者を自己又は自己の関係事業者に比べて不利にさせるような取扱いをすることにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、差別取扱い等）。

イ コロケーションに係る行為

電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

競争事業者に対して、合理的な理由なく、コロケーションを拒否すること、又はコロケーションに関連する費用を高く設定し、コロケーションに当たって必要となる情報（注12）を十分に開示せず、若しくはコロケーション手続（注13）を遅延させるなど実質的にコロケーションを拒否していると認められる行為を行うことにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引拒絶等）。

（注12） コロケーションに当たって必要となる情報は、交換機等を設置している局舎等の名称・所在地、その空き状況（現状においてコロケーションが不能であればコロケーションが可能となる具体的時期を含む。）等の

コロケーションを行う前提として必要となる情報を含む。

(注13) コロケーション手続は、コロケーションに当たって必要となる情報の開示請求への対応を含む。

競争事業者に対してコロケーションを行う場合に、合理的な理由なく、コロケーションに関連する費用、コロケーションに当たって必要な情報の開示の程度、コロケーション手続の期間等について、競争事業者を自己又は自己の関係事業者に比べて不利にさせるような取扱いをすることにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(私的独占、差別取扱い等)。

競争事業者に対して、コロケーションに併せて、合理的な理由なく、接続に必要な装置の設置工事・保守に関する契約を自己又は自己の指定した設置工事・保守事業者と締結させるなどの不利益を与えること(優越的地位の濫用等)。

ウ 接続等の際に得た競争事業者やその取引相手に関する情報の利用に係る行為

接続等を行う電気通信事業者は、接続等を受けようとする競争事業者から、電気通信設備に接続する地域(需要者に関する情報)、想定される通信量(需要規模に関する情報)等に関する情報の提供を受けることとなる。このため、接続等を行う電気通信事業者は、接続等を受けようとする競争事業者との接続交渉の過程において、当該競争事業者やその顧客に関する情報を知り得る立場にある。接続等を行う電気通信事業者が、そのような立場を利用して行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

競争事業者との接続等に関する業務を通じて得た当該競争事業者やその顧客に関する情報を、合理的な理由なく(注14)、自己や自己の関係事業者の事業活動に利用することにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(私的独占、取引妨害等)。

(注14) 例えば、競争事業者やその顧客に関する情報を自己又は自己の関係事業者の営業活動に流用する行為については、合理的な理由は認められにくい。

(2) 電気通信事業法上問題となる行為

ア 業務改善命令の対象となる行為

第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の例えば以下のような行為は、電気通信設備の接続又は共用についての特定の電気通信事業者に対する不当な差別的取扱いその他これらの業務に関する不当な運営に該当し、これにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、業務の方法の改善その他の

措置をとるべき旨の命令（業務改善命令）が発動される（電気通信事業法第36条第4項）。

(7) 接続又は共用に関する不当な差別的取扱い

（例）

合理的な理由なく、自己と密接な関係にある電気通信事業者のみを優遇した接続又は共用に関する協定を締結するなど、接続又は共用に関して特定の電気通信事業者のみを特別に優遇すること。

他の電気通信事業者との接続・共用に係る工事を行う際に、自己と密接な関係にある電気通信事業者に対して同種の接続・共用に係る工事を行う場合に比べ、合理的な理由なく、工事を遅延させること。

(4) 接続又は共用の業務における不当な運営

a 情報開示手続に関する事項

（例）

他の電気通信事業者からの接続の手続及び費用負担その他の接続の請求に際して必要な情報に関する情報開示の請求（注15）に対して、接続約款所定の手続や様式、標準的期間によらずに業務を行うこと。

（注15） 具体的には、端末系伝送路設備の敷設概況等に関する情報開示請求、伝送路設備の敷設状況・線路条件等に関する情報開示請求、通信用建物の概況・詳細状況に関する情報開示請求、接続に必要な装置を設置することが可能な場所に関する情報開示請求等があげられる。

b 接続請求手続に関する事項

（例）

接続の請求に対して、当該請求に即応ができない旨の回答を、当該請求に係る非現用の電気通信設備がなく、かつ、経済的・技術的に著しく増設が困難であること、その他の合理的な理由を付すことなく行うこと。

接続請求に係る非現用の電気通信設備がないために当該請求に即応できない旨の回答に関する確認のための施設への立入りを認めないこと。

第一種指定電気通信設備との接続により他の電気通信事業者がどのようなサービスを提供するかについて制限を加えること。

その他、接続の請求に対して、接続約款所定の手続や様式、標準的期間によらずに業務を行うこと。

c. コロケーションの手続に関する事項

(コロケーションの拒否及び差別的取扱い)

他の電気通信事業者において接続に必要と考える設備について、当該他事業者の判断を基本としてコロケーション対象設備として受け入れることを拒むこと。

コロケーションの請求に対して、他の電気通信事業者に対して請求に係る設備がコロケーション対象設備に該当することの挙証責任を負わせること。

コロケーションの可否等の調査を、接続の可否等の調査と並行して行うことを可能としないこと。

ケージによるコロケーションの請求に対して、場所の空間的余裕があるにもかかわらずこれに応じないこと。

コロケーションの請求に対して、場所の最小基準を設けたり、古くなって使われなくなった設備を存置している等の事由により拒否する等、不合理な制限を設けること。

コロケーション設備に関する一般商用電源の利用について、電力の供給が停止した場合においてその取り扱う通信が停止することがないように措置が採られているにもかかわらず、それを可能としないこと。

コロケーションの条件において自己と他の電気通信事業者との同等性を確保しないこと。

(コロケーションに関する工事)

他の電気通信事業者がコロケーションに関して自ら行う工事や保守について、これを認めず、工事業者の選択に制限を加え、又は自らの工事や保守の場合よりも厳しい安全性の基準を課すこと。

他の電気通信事業者がコロケーションに関して自ら行う工事や保守について有償で立会いを行う場合を必要最小限の場合に限定せずに行うこと。

他の電気通信事業者と競合関係にある業者に対して当該他事業者に関する工事等を発注する場合に、当該他の電気通信事業者との合意なしに行うこと。

他の電気通信事業者と競合関係にある業者に対して当該他事業者に関する工事等を発注する場合に、当該競合関係業者において知り得た情報を目的外に使用することを禁止する措置を施す等の公正競争条件確保のための配慮を行わずに行うこと。

他の電気通信事業者のコロケーション設備について工事や保守を請け負う場合に他の電気通信事業者が負担することとなる工事費又は保守費につ

いて、低廉な料金設定に資する適正な算定方法によらずこれを設定し、他の電気通信事業者との協議において十分な情報の開示を行わず、又は適正な按分等を行わないことで他の電気通信事業者の間で不公平を生ぜしめること。

他の電気通信事業者がコロケーションに関して自ら行う工事や保守に対して、立会の費用負担を当該他事業者に求める場合に、必要最小限の場合に限定した立会いを前提とした費用算定をせず、作業内容に比べて不相応に高額な額の負担を求め、又は費用の具体的な内容と個別の料金金額の明示を行わずに費用負担を求めること。

コロケーションが可能と回答し、その後工事を行う場合に、早急に工事費用の概算を提示しないこと。

(理由付記、立入り等)

コロケーションが可能と回答する際に、通信用建物内の具体的なコロケーションの場所及びその選定理由を回答しないこと。

コロケーションの場所の選定理由が、コロケーション設備の設置の時点で、自己等の電気通信役務の提供を阻害しない範囲で、例えば可能な限り接続点から最短距離にあること等、最も低廉になる条件にあることを基本とするものでないこと。

コロケーションを行う通信用建物について、コロケーションの請求への回答に関する確認のために行う他の電気通信事業者の立入りを受け入れないこと。

空き場所がないためにコロケーションが不可能と考える通信用建物について、空き場所の有無の確認のために行う他の電気通信事業者の立入りを受け入れないこと。

他の電気通信事業者からコロケーションに係る工事や保守の受託を受ける場合に、当該他事業者が行う立会いを認めず、立会の時間帯を制限し、当該立会いに対する立会いを当該他事業者の合意を得ずに行い、又は当該他事業者が工事や保守の円滑な実施に必要な他の電気通信事業者による助言等の行為を禁止すること。

(その他)

その他コロケーションの請求、コロケーションに係る通信建物への立入りの請求、他事業者自らがコロケーションに関して行う工事や保守、他の電気通信事業者から受託して行うコロケーションに係る工事や保守に関する業務等について、接続約款所定の手続や様式、標準的期間によらずに業務を行うこと。

d その他の事項

(例)

実際の接続に当たり、認可を受け、又は届け出た接続約款等に従った技術的条件、接続料を適用しないこと。

第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して、他の電気通信事業者に対して不利な条件により第一種指定電気通信設備の接続を行うこと。

合理的な理由なく、著しく接続が困難であり、又は接続するために著しい費用を要するような技術仕様を採用すること。

他の電気通信事業者の利用者料金を利用者に請求し、又は回収する場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき金額を、能率的な経営の下における適正な原価に照らして公正妥当でないものとする。

利用者が他の電気通信事業者のサービス提供を受けるために行うISDNから電話への移行の手続や、回線名義人の問い合わせの対応に際し、自社の営業等を行うこと、また当該対応の中で得られた情報を自社の営業等に利用すること。

利用者が他の電気通信事業者のサービス提供を受けるために行う申込みに関して必ずしも不可欠でない(注16)にもかかわらず、回線名義人の住所その他の情報の提供を他の電気通信事業者や他の電気通信事業者のサービスの利用者に対して求めること。

(注16) 優先接続(マイライン)及びDSLサービスについては、回線名義人の住所の記載は不可欠とは考えられない。

優先接続(マイライン)等における電気通信事業者の登録作業において、自己又は自己と密接な関係にある電気通信事業者を選択した利用者を、その他の電気通信事業者を選択した利用者と比較して優先的に登録すること。

共用に関して入手した情報を、他サービスの営業等本来の目的以外の目的のために自社内の他部門や自己の関連会社等に提供すること。

ブラウザフォンサービスの提供のために設置するアクセスポイントの番号取得のためのダウンロードセンタにおいて、自己のアクセスポイント番号と同一の条件で、競争事業者がブラウザフォンサービス提供のために設置するアクセスポイントの番号を他事業者からの請求に応じて速やかに付与できるように措置しないこと。

自己のブラウザフォンサービスにおいて用いられる端末からアクセスできるアクセスポイントを競争事業者が設置し、その端末を用いて、当該ブラウザフォンサービスと同等のサービスを提供することができるのに十分

な技術条件を開示しないこと。

その他、第一種電気通信事業者が、電気通信設備の接続又は共用について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他接続又は共用について不当な運営を行っていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、業務改善命令の対象となる（電気通信事業法第36条第4項）。

イ 接続約款の変更認可申請命令の対象となる場合

第一種指定電気通信設備との接続に係る接続約款について、例えば以下のような場合は当該接続約款の変更認可申請命令が発動される（電気通信事業法第36条第2項）。

（例）

第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が接続約款に記載されていない機能を用いて新たなサービスを開始する以前、あるいはほぼ同時期に、当該機能に係る接続条件を接続約款に規定していない場合。

標準的接続箇所における技術的条件の設定及び変更が、新たな技術動向に対応して早期かつ柔軟に行われない場合。

保守区分ごとに接続料を設定する等の他の電気通信事業者の要望を可能な限り踏まえた柔軟な接続料の設定を行わない場合。

接続約款に定める機能と同機能を利用したサービスを提供する場合において、当該サービスの利用者料金に比較して、当該機能に係る接続料を合理的な理由なく高く設定している場合。

ウ 接続約款変更命令の対象となる場合

第一種電気通信事業者の電気通信設備との接続に係る接続約款のうち届出制とされているものについて、以下のような場合は変更命令が発動される（電気通信事業法第36条第3項、第38条の3第3項）。

（例）

接続約款において、能率的経営の下での適正原価に適正利潤を加えたもの（適正な減価償却費、施設保全費等のコストに、適正な自己資本利益等を加えたものとして算定するもの）を超える接続料を設定している場合。

接続約款において、一般に接続が見込まれない箇所や形態のみでの接続しか認めない、接続に必要な装置等の通信用建物内への設置及び保守（設置場所、保守内容、設置及び保守のための他の電気通信事業者の通信用建物内への立入り等）について必要な範囲を超える制限を課す等、他の電気通信事業者に対し不当な条件を付している場合。

接続約款において、特定の電気通信事業者に対して、それ以外の電気通信事業者の条件と比較して不利な取扱いをしている場合。

接続約款において、他の電気通信事業者との責任に関する事項が適正かつ明確に定められていない場合。

エ 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為

市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される(電気通信事業法第37条の2第4項及び第37条の3第4項)ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、第一種電気通信事業許可の取消事由となり得る(同法第19条第1項第2号)。

(例)

他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た当該他事業者又はその利用者に関する情報(注17)を、例えば他の電気通信事業者の経営状況の把握、他の電気通信事業者に対抗したサービスの提供、他の電気通信事業者の特定のサービスエリアを狙い撃ちにした営業活動、他の電気通信事業者の利用者を自己又は自己と密接な関係にある電気通信事業者にくら替えさせ、又は他の電気通信事業者への契約変更を阻止する等のために利用するなど、当該情報の本来の利用目的を超えて社内の他部門又は自己と密接な関係にある電気通信事業者等へ提供すること(電気通信事業法第37条の2第3項第1号)。

(注17) 「他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報」とは、例えば、以下のような情報をいう。

- () 他の電気通信事業者のサービス開始時期、サービス内容、サービスエリア
- () 他の電気通信事業者のサービスの利用者の分布状況、変動状況
- () 他の電気通信事業者の接続相手である市場支配的な電気通信事業者のネットワークを流れる、当該他の電気通信事業者のサービス又は利用者に係る通信量(通話先電話番号、呼数、通話時間、売上高等トラフィックに関する全ての情報)及びその変化動向
- () 接続で用いる技術的基準(インタフェース、電気信号の処理方式等)
- () 優先接続における他の電気通信事業者の利用者の登録内容(市内、県内市外、県外、国際の各市場ごとに事業者を選択)

優先接続(マイライン)等における電気通信事業者の登録作業において、自己又は自己と密接な関係にある電気通信事業者を選択した利用者を、その他の電気通信事業者を選択した利用者と比較して優先的に登録すること(電

電気通信事業法第37条の2第3項第2号)。

市場支配的な電気通信事業者のうち、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が、接続に必要な装置等を設置するための通信用建物(例、交換機等を設置している局舎等)の空き場所の有無、当該通信用建物の名称、所在地、空き設備がある場合の接続の即応、即応できない場合であっても対応可能であればその時期、接続を行おうとする設備の敷設状況、敷設計画、接続可能となる時期等に関する情報の他の電気通信事業者への提供について、特定関係事業者(注18)に提供している情報に比べて量を少なくし、質を落とし、あるいは提供時期を遅らせること(電気通信事業法第37条の3第3項第1号)。

(注18) 「特定関係事業者」とは、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の子会社、当該第一種電気通信事業者を子会社とする親会社、当該親会社の子会社(当該第一種電気通信事業者を除く。)に該当する電気通信事業者であって、総務大臣が指定するものをいう(電気通信事業法第37条の3第1項)。以下同じ。

市場支配的な電気通信事業者のうち、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が、接続に必要な装置等の設置や保守の工事、接続に必要なコロケーション、電柱・管路等の貸与等について、特定関係事業者と比較して、他の電気通信事業者を不利に取り扱うこと(電気通信事業法第37条の3第3項第1号)。

第2 電柱・管路等の貸与に関連する分野

1 独占禁止法における考え方

- (1) 電気通信役務市場においては、自ら電気通信回線を設置して参入しようとする、又は電気通信回線の拡充を予定している電気通信事業者（以下「インフラベースの事業者」という。）にとって、公道や私有地に電気通信回線を添架するための電柱を設置したり、地下に電気通信回線を通すための管路等を埋設することは、経済的でないのみならず、道路法、河川法等に基づく占有許可等の規制上必ずしも容易ではない場合が多い。そのため、インフラベースの事業者は、自ら電気通信回線を設置するために必要不可欠と認められる電柱・管路等を保有する事業者（注19）から、その貸与を受けないと新規参入又は電気通信回線の拡充が困難な場合がある。

（注19）例えば、電力会社、電気通信事業者、鉄道事業者等の公益事業者等がこれに当たる。

- (2) このような場合において、例えば、電柱・管路等を保有する公益事業者等が、合理的な理由なく（注20）、電柱・管路等の貸与の取引を拒絶し、又はそれらの取引の条件若しくは実施について自己又は自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすることは、インフラベースの事業者等の新規参入を阻害し、その事業活動を困難にさせることも少なくなく、これにより市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。また、市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為等が行われることにより、市場における公正な競争が阻害されるおそれがある場合には、不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる。

（注20）電柱・管路等の貸与を拒否し得る合理的な理由としては、例えば、インフラベースの事業者が貸与を希望する電柱・管路等に空きスペースがない場合などが考えられるが、これらの主張が合理的な理由として認められるか否かは、ケースごとに実態に即して判断される。

2 電気通信事業法における認可・裁定制度の趣旨と概要

- (1) 第一種電気通信事業者は、第一種電気通信事業の用に供する線路及び空中線並びにこれらの附属設備（以下「線路」と総称する。）を設置するため、他人の電柱・管路等を利用することが必要かつ適当であるときは、総務大臣の認可を受けて、その電柱・管路等の所有者（所有権以外の権原に基づきその設備を使用する者がいるときは、その者及び所有者。以下「設備保有者」という。）に対し、その電柱・管路等の使用権の設定に関する協議を求めることができる（電気通信事業法第73条第1項）。

- (2) この協議認可は、電柱・管路等の使用について当事者間の合意が得られないときに、電気通信事業の円滑な遂行という公益上の必要性と使用権の設定を求められる者の受忍限度とを比較衡量し、使用権の設定を予定した上で具体的な使用条件についての当事者間の協議を開始させるものである。
- (3) さらに、この協議が不調又は不能の場合は、第一種電気通信事業の公益性にかんがみ、電柱・管路等の使用の実効性を担保するために、裁定制度が設けられており、第一種電気通信事業者は、当該電柱・管路等の使用について総務大臣の裁定を申請することができる（同第74条第1項）。
- (4) そもそも第一種電気通信事業者は、基本的には私法上の契約によって電柱・管路等の使用権を確保すべきであるが、設備所有者の拒否にあつて線路の設置の迂回を余儀無くされるような事態になれば、公益的性格を有する第一種電気通信事業の遂行に著しい支障を来たすこととなるため、最終的手段としてこのような使用権が付与され、また、その実効性を担保するために認可・裁定の制度が設けられているものである。
- (5) 総務省は、この認可・裁定の運用基準として機能するものとして、平成13年4月に、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定している。
- （なお、以下には、ガイドラインのうち主要な規定を掲げるが、このほか、設備所有者において電気通信事業法上問題となる行為と公正な競争の促進又は利用者保護の観点から望ましい行為の詳細等については、ガイドラインを参照。）

3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となり得る行為

(1) 独占禁止法上問題となる行為

ア 電柱・管路等の貸与に係る行為

電柱・管路等を保有する事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

インフラベースの事業者に対して、合理的な理由なく、電柱・管路等の貸与を拒否すること、又は電柱・管路等の貸与に関連する費用を高く設定し（注21）、電柱・管路等の貸与を受けようとする事業者が必要とする情報（注22）を十分に開示せず、若しくは電柱・管路等の貸与手続（注23）を遅延させるなど実質的に拒否していると認められる行為を行うことにより、当該インフラベースの事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引拒絶等）。

（注21） 必要性が認められない電柱・管路等の移設・改修工事を行うこと

を貸与の条件とする行為や、当該工事の必要性が認められるとしても、合理的な理由なく、移設・改修に関連する費用を高く設定する行為を含む。

(注22) 電柱・管路等の貸与を受けようとする事業者が必要とする情報は、電柱・管路等の設置場所、その空き状況(現状において貸与不能であれば貸与可能となる具体的時期を含む。)等の貸与を受ける前提として必要となる情報を含む。

(注23) 電柱管路等の貸与手続は、電柱・管路等の貸与を受けようとする事業者が必要とする情報の開示請求への対応を含む。

インフラベースの事業者に対して電柱・管路等の貸与を行う場合に、合理的な理由なく、貸与に関連する費用、貸与を受けようとする事業者が必要とする情報の開示の程度、貸与手続の期間等について、当該インフラベースの事業者を自己又は自己の関係事業者に比べて不利にさせるような取扱いをする(注24)ことにより、当該インフラベースの事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(私的独占、差別取扱い等)。

(注24) 自己の関係事業者に対しては、電柱・管路等の設置工事を共同で行うことにより自己の関係事業者の設置費用の軽減を図る一方、インフラベースの事業者に対しては、設置工事を共同で行うことを拒否することで自己の関係事業者に比べて高額な設置費用を負担することを余儀なくさせる行為を含む。

イ 電柱・管路等の貸与と他のサービスの抱き合わせ等に係る行為

電柱・管路等を保有する事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

電柱・管路等の貸与に併せて、自己が既に設置した光ファイバ(幹線部分)が存在する区間について、インフラベースの事業者の希望がないにもかかわらず、合理的な理由なく、それを利用させることにより、当該インフラベースの事業者の事業活動を困難にさせること(私的独占、抱き合わせ販売等)。

ウ 電柱・管路等の貸与の際に得た自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者やその取引相手に関する情報の利用に係る行為

電柱・管路等を保有する事業者は、自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者に電柱・管路等を貸与する際の手続等を通じて、その参入時期、参入区域、参入の態様等の重要な営業情報を知り得る立場にある。そのような立場を利用して、電柱・管路等を保有する事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

電柱・管路等の貸与に関する業務を通じて得た当該インフラベースの事業者

やその顧客に関する情報を、合理的な理由なく（注25）、自己や自己の関係事業者の事業活動に利用することにより、当該インフラベースの事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引妨害等）（注25）例えば、自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者やその顧客に関する情報を自己又は自己の関係事業者の営業活動に流用する行為については、合理的な理由は認められにくい。

エ 一束化に係る行為

電柱を保有する事業者から既にその貸与を受けている電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

インフラベースの事業者から一束化（注26）のための調整の要請を受けた場合において、合理的な理由なく、一束化を拒否し、又は一束化に関連する費用を高く設定し、若しくは一束化の手続を遅延させる行為を行うことにより、一束化を前提とした電柱の貸与契約の成立を妨害すること（私的独占、取引妨害等）

（注26）一束化とは、複数の通信回線を電柱に共架するために通信回線を一本に束ねることをいう。

(2) 電気通信事業法上問題となり得る行為

電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に促進していく観点からは、以下のような行為は、不適當である。

ア 正当な理由なく貸与を拒否する行為

電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に促進していく観点からは、設備保有者は、第一種電気通信事業者から設備の提供の申込みがあったときは、自らの事業又は有線電気通信設備令（昭和28年政令第131号）その他の設備に関する法令等の規定（以下「設備関係法令等」という。）及び道路法（昭和27年法律第180号）その他の公物管理に関する法令等の規定（以下「公物管理関係法令等」という。）に支障が無い限り、設備を提供することが求められる。

このため、総務省は、第一種電気通信事業者から、電気通信事業法第73条第1項の規定に基づく認可の申請を受けた場合は、以下に掲げる場合（ガイドライン第3条「貸与拒否事由」）を除いては、認可するものとしている。

使用を希望する区間に現に空きが無い場合。

設備保有者が5年（法令に基づきこれより長い期間に係る設備計画（最新の需要想定等を勘案した上で修正された設備計画がある場合は当該計画。以下同じ。）を作成している場合は当該期間。以下同じ。）以内にその設備をすべて使用する予定であり、そのことが設備計画において明示されている場合。

設備保有者の設備に大幅な改修又は移転の計画があり、そのことが5年以内の期間に係る設備計画において明示されている場合。

電柱にあっては設備保有者がその地中化を計画しており、そのことが5年以内の期間に係る設備計画において明示されている場合。

第一種電気通信事業者が設置しようとする伝送路設備が設備保有者の技術基準に適合せず、設備保有者による建設若しくは保守において困難がある場合、又はそのおそれが強い場合。

第一種電気通信事業者の責に帰すべき理由により過去に費用負担・使用期間その他の使用条件についての契約が現に履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれが強い場合。

第一種電気通信事業者が行おうとする伝送路設備の設置が設備関係法令等の条件を満足しない場合や、当該設備の使用が公物管理関係法令等の規定の適用を受けるものにあつては、第一種電気通信事業者又は設備保有者が受ける道路占用許可その他の公物の占用等の許可(変更の許可を含む。)の取得若しくは占用許可等の条件の変更に困難がある場合、又はそのおそれが強い場合。

に定めるもののほか、第一種電気通信事業者の責に帰すべき理由により過去に守秘義務、目的外使用の禁止その他契約に定める事項が履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれが強い場合。

その他設備保有者の行う公益事業の遂行に支障のある場合、又はそのおそれが強い場合。

イ 適正でない提供条件により貸与する行為

電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に促進していく観点からは、設備保有者は、第一種電気通信事業者に設備を提供するに当たっては、公平かつ公正な条件で提供することが求められ(公正性の原則)また、資本関係その他の理由により差別的な取扱いをしないことが求められる(無差別性の原則)。

このため、総務省は、電気通信事業法第77条第1項の規定に基づく裁定をする場合において、設備保有者の提示する提供条件が以下に掲げる基準(ガイドライン第4条「貸与期間」、第6条「貸与の対価」)を満たしていないときは、当該基準に照らし、判断するものとしている。

使用期間

原則として5年間(設備保有者が、自己による使用予定を理由として、第一種電気通信事業者の要望に応じない場合においては、その使用予定が5年以内の期間に係る設備計画に明示されていることを要するものとする。)

貸与の対価

次に掲げる式の示す範囲における、コストに基づく適正な設備使用料。

[設備の取得価額から当該設備に係る減価償却費累計額を減じて得た額] ×
[維持費率] × [設備の占有率]

[設備使用料]

[設備の再調達価額] × [維持費率] × [設備の占有率]

ここで再調達価額とは、当該設備を新たに取得するものとした場合において見込まれる価額とする（注 2 7）。

（注 2 7） [設備の取得価額から当該設備に係る減価償却費累計額を減じて得た額] ×
[維持費率] × [設備の占有率] > [設備の再調達価額] × [維持費率] × [設備の
占有率] が成立する場合には、[設備使用料] [設備の再調達価額] × [維
持費率] × [設備の占有率] とする。

第3 電気通信役務の提供に関連する分野

1 独占禁止法における考え方

- (1) 電気通信事業分野のようなネットワーク型産業においては、加入者の多いネットワークほど、その利用機会が多くなりネットワーク自体の価値が高まることから、新規加入者による電気通信事業者の選択は既存加入者の多いネットワークに集中する傾向が強いと指摘されている。このことから、電気通信役務の提供に当たっては加入者シェアが大きいことが競争上有利に働く結果をもたらす場合が多いと考えられる。

また、顧客が加入先の電気通信事業者を変更する際に、これまでと同じ電話番号を変更後の電気通信事業者においても引き続き使用できないため、顧客が加入先を変更することをためらうことも生じ得る。

このような電気通信事業分野の特徴を踏まえると、例えば、相対的に高い加入者シェアを有する電気通信事業者が、自己の加入者相互間の電気通信役務料金を他の電気通信事業者の加入者への電気通信役務料金より安く設定する等、取引の相手方により差別的な取引条件を設定することは、自己の加入者シェアを利用してさらに顧客を囲い込む効果を生じさせるものであり、他の電気通信事業者の事業活動を困難にさせる蓋然性が高いと考えられる。

- (2) このような状況の下、例えば、電気通信事業者が、合理的な理由なく、地域若しくは相手方により差別的な電気通信役務料金を設定すること、又は相手方が他の電気通信事業者と取引しないことを条件として、当該相手方に電気通信役務を提供することにより、市場における公正な競争を阻害するおそれがある場合には、不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる。

また、上記のような行為等が行われることにより、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。

2 電気通信事業法における料金制度、契約約款制度等の趣旨と概要

(1) 料金制度

電気通信役務(卸電気通信役務(注28)を除く。)の提供について、まず、第一種電気通信事業者の料金については原則届出制とされているが(電気通信事業法第31条第1項)公正な競争の確保及び利用者利益の保護の観点から、届け出られた料金が、

- (ア) 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき、
- (イ) 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき、
- (ウ) 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会

的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき、

は、料金変更命令を発動できることとされている（同条第2項）。

また、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であって利用者の利益に及ぼす影響が大きいものに関する料金については、当該サービスの独占性からプライスカップ制（上限価格制）が適用されており、料金の料金指数が基準料金指数を超える場合には認可が必要となる。

（注28）「卸電気通信役務」とは、専ら電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務をいう（電気通信事業法第31条第1項）。

(2) 契約約款制度

次に、第一種電気通信事業者の契約約款については、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の当該第一種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供に関する契約約款以外は、届出制となっている（電気通信事業法第31条の4第1項）。

これについても、料金と同様、公正な競争の確保及び利用者利益の保護の観点から、届け出られた契約約款が、

- (ア) 第一種電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていない、
- (イ) 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものである、
- (ウ) 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものである、
- (エ) 重要通信（電気通信事業法第8条第1項）に関する事項について適切に配慮されていない、
- (オ) 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害するものである、

場合は、契約約款変更命令を発動できることとされている（同条第2項）。

(3) 卸電気通信役務制度

卸電気通信役務制度は、今般の電気通信事業法等の一部を改正する法律において、従前の約款外役務提供契約制度を改め、電気通信事業者向けの電気通信役務の提供について、提供主体及び提供先を拡充するとともに、一般利用者に対する電気通信役務の提供と比べて緩やかな規律を課すことにより、電気通信事業者のネットワー

ク構築の柔軟性の向上を図るものである。

具体的には、以下の措置が講じられている。

(7) 提供主体の拡充

従前の約款外役務提供契約制度の下では、提供主体は第一種電気通信事業者に限られていたのが、卸電気通信役務制度では第一種電気通信事業者に加え特別第二種電気通信事業者も提供主体となることができる。

(1) 提供先の拡充

従前の約款外役務提供契約制度の下では、提供先は第二種電気通信事業者に限られていたのが、卸電気通信役務制度では第二種電気通信事業者に加え第一種電気通信事業者も、すなわち電気通信事業者全体が卸電気通信役務の提供可能範囲に含まれている。

(9) 一般利用者向けサービスより緩やかな規律

従前の約款外役務提供契約は認可制とされていたが、卸電気通信役務については個別の契約及び契約約款ともに事前届出制とされ、かつ、一般利用者向けサービスとは異なり、契約約款の作成が義務付けられていない、電気通信事業法第34条に規定する提供義務の適用対象外とされており（第31条第1項、第31条の4第1項、同条第9項及び第34条）、より緩やかな規律とされている（電気通信事業法第39条の5第3項）。

3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

(1) 電気通信役務料金の設定等に係る行為

ア 独占禁止法上問題となる行為

電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

加入者回線網を保有する電気通信事業者が、合理的な理由なく(注29)、競争事業者が新規参入(事業の拡充を含む。以下同じ。)した地域についてのみ、例えば、自己の設定する接続料金を下回るような電気通信役務料金を設定することにより、競争事業者の事業活動を困難にさせること(私的独占、差別対価等)。

(注29) 合理的な理由として、例えば、期間や提供地域を限定して行われる試験サービスであることが主張される場合があるが、試験サービスであること自体が、合理的な理由として常に認められるわけではなく、当該電気通信事業者にとっての試験サービスの必要性、実施期間、対象範囲、料金体系、競争事業者が同様のサービスを提供可能か否か、当該試験サービスが競争状況に与える影響等を総合的に考慮して判断される(1)ア及び(2)アにおいて同じ)。

合理的な理由なく、自己の提供する電気通信役務の料金について、競争事業者のネットワークを利用する電気通信役務料金に比べて自己又は自己の関係事業者の

ネットワークを利用する電気通信役務料金を低く設定することにより、競争事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、差別対価等）。

合理的な理由なく、その提供に要する費用（注30）を著しく下回る料金で電気通信役務を提供することにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、不当廉売等）。

（注30） 例えば、電気通信事業者は、自己の関係事業者に販売促進活動等の営業活動を著しく低い価格で委託したり、又は自己の関係事業者から特定の電気通信役務を著しく低い価格で卸し受けたりすることにより、自己の関係事業者から実質的な内部補助を受けることが可能となる。電気通信事業者が、このような内部補助を受けること等により、作為的に自己の提供する電気通信役務その他のサービスに要する費用を低くしていると認められる場合には、その点を修正した上で当該費用を算定する。

合理的な理由なく、自己又は自己の関係事業者のみから電気通信役務の提供を受けることを条件として、電気通信役務の料金を引き下げ、基本料金を割り引き、又は工事費等を減免することにより、競争事業者の取引機会を減少させること（私的独占、排他条件付取引等）。

合理的な理由なく、競争事業者との接続の協定、営業の受委託又は卸電気通信役務の提供等に併せて、当該競争事業者の提供しようとする電気通信役務の料金、内容、提供条件（提供開示時期、提供地域、提供先等を含む。）の設定に関与することにより、当該競争事業者の自主的な事業活動を困難にさせること（私的独占、拘束条件付取引等）。

イ 電気通信事業法上問題となる行為

(ア) 第一種電気通信事業者が設定する以下のような料金については、電気通信事業法に基づく料金変更命令が発動される（電気通信事業法第31条第2項）。

a 料金の額の算出方法が適正かつ明確に示されていない料金を設定すること
（例）

料金を相対の協議で決める旨の規定を記載した料金表を設定すること。

その他料金額の算出方法が、定額、定率などにより適正かつ明確に示されていない料金を設定すること。

b 特定の者に対し不当な差別的取扱いをする料金を設定すること

（例）

利用期間、回線の設置場所、通話形態等の制約がない単純なボリューム割引型の回線群割引につき、同一名義による回線群に対する割引を認めるにも

かかわらず、異名義による回線群に対する割引を認めないもの。

固定発 携带着通話料金と携帯発 固定着通話料金について、著しい料金格差が存在し、相当期間経過後も当該格差が縮小又は解消しないこと。

取引先や子会社等特定の利用者のみを対象とした割引料金。

割引率に長期契約割引相当分を含むものとしているにもかかわらず、契約期間によらず一律に割り引くような合理性のない料金を設定すること。

- c. 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害する料金を設定すること

(例)

競争事業者が存在する業務区域について、合理的な理由なく他の地域に比べて低い料金を設定し、又は割引料金を設定すること。

市場支配的な電気通信事業者が、合理的な理由なく、自己以外の電気通信事業者のネットワークを利用した通話について、自己のネットワークのみを利用した通話と比較して高い料金を設定し、又は割引サービス等の対象としないこと。

独占的分野から競争分野への内部相互補助により不当な競争を引き起こす料金を設定すること。

競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回る料金を設定すること。

競争事業者のサービスを利用しないことを条件とする割引を設定すること。

第一種電気通信事業者が提供する、利用期間、回線の設置場所、通話形態等の制約がない単純なボリューム割引型の回線群割引につき、同一名義による回線群に対する割引を認めているにもかかわらず、異名義による回線群に対する割引を認めていないため、第二種電気通信事業者による再販が禁じられているもの。

利用者の範囲が限定されているなどの合理的な理由なく選択料金を廃止し、不当に利用者の選択の幅を狭めるような料金を設定すること。

第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が、優先接続における自己への固定優先接続（マイラインプラス）の登録者のみに対して、基本料、工事費等加入者回線に係る料金の割引又は減免を行うこと。

第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が、自己の割引サービス等の利用者のみに対して、基本料、工事費等加入者回線に係る料金の割引又は減免を行うこと。

- (イ) 市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第37条の2第4項及び第37条の3第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、第一種電気通信事業許可の取消事由となり得る（同法第19条第1項第2号）。

（例）

合理的な理由なく、自己と密接な関係にある電気通信事業者以外の電気通信事業者のネットワークを利用した通話については、自己と密接な関係にある電気通信事業者のネットワークを利用した通話と比較して高い料金を設定し、又は割引サービス等の対象としないこと（電気通信事業法第37条の2第3項第2号）。

他の電気通信事業者（注31）との間での接続、業務受委託、サービス提供等に当たり、当該他事業者が提供する電気通信役務の内容、開始時期、提供区域、提供先、料金等を制限すること（電気通信事業法第37条の2第3項第3号）。

（注31） 電気通信事業法第90条第1項各号に掲げる電気通信事業（いわゆる適用除外電気通信事業）を営むものを含む。

ブラウザフォンサービスにおいてポータルサイトを開設している場合、利用者が自己又は自己と密接な関係にある事業者の開設するポータルサイトを選択する際の条件等に比べて、合理的な理由なく、他の電気通信事業者の開設するポータルサイトを選択する際の条件等を不利に設定すること（電気通信事業法第37条の2第3項第2号）。

(2) セット提供に係る行為

ア 独占禁止法上問題となる行為

電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

自己の電気通信役務と併せて自己又は自己の関係事業者の商品・サービスの提供を受けると当該他の商品の価格・サービスの料金が割安となる方法でセット提供する場合において、合理的な理由なく、その提供に要する費用を著しく下回る水準に料金を設定することにより、競争関係にある他の商品・サービスの事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、不当廉売等）。

イ 電気通信事業法上問題となる行為

市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第37条の2第4項及び第37条の3第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、第一種電気通信事業許可の取消事由となり得る（同法第19条第1項第2号）。

(例)

自己と密接な関係にある電気通信事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供を行うこと(電気通信事業法第37条の2第3項第2号)

(3) 顧客と他の電気通信事業者との取引の妨害に係る行為

ア 独占禁止法上問題となる行為

電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

顧客等に対して、電気通信役務の品質面等に関する不当な情報提供を行い、又は必要事項を十分に説明しないなどにより、競争事業者と当該顧客等との契約の締結を妨害すること(私的独占、取引妨害等)。

回線切替工事を必要とする電気通信役務について、合理的な理由なく、自己との既存契約を解約し競争事業者と契約を締結しようとする顧客の回線切替工事を遅延させ、又は遅延を示唆することにより、競争事業者と当該顧客との契約の締結を妨害すること(私的独占、取引妨害等)。

顧客が自己との電気通信役務の提供契約を解約する場合において、当該顧客に対して、高額の違約金の支払を請求し、又は合理的な理由なく他の電気通信事業者への移行禁止期間を設けることにより、競争事業者と当該顧客との契約の締結を妨害すること(私的独占、取引妨害等)。

イ 電気通信事業法上問題となる行為

第一種電気通信事業者が行う以下のような行為は、業務の方法が不適切であり利用者利益を阻害するものとして、電気通信事業法に基づき、業務の方法の改善その他の措置をとるべき旨の命令(業務改善命令)が発動される(電気通信事業法第36条第4項)。

(例)

利用者等に対して、電気通信役務の料金、品質面等に関して不当な情報提供を行い、又は必要事項を十分にかつ正確に説明しないこと等により、利用者等と他の電気通信事業者との契約締結を妨害し、又は自己の提供するサービスの契約へ誘導すること。

利用者に対して、他の電気通信事業者との契約を行った場合、自己のサービス品質を低下させる旨の示唆を行い、他の電気通信事業者との契約締結を妨害すること。

天災、事変その他の非常事態発生時における事実上の優遇措置の実施を理由に、利用者等と他の電気通信事業者との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他の方法により、その取引を不当に妨害すること。

回線切替工事を必要とする電気通信役務について、合理的な理由なく、自己と

の既存契約を解約し他の電気通信事業者と契約を締結しようとする利用者の回線切替工事を意図的に遅延させ、又は遅延を示唆することにより、他の電気通信事業者と利用者との契約締結を妨害すること。

D S Lサービスを電話との重畳により行う場合に、電話加入とD S L利用申込名義が異なるという理由のみで、利用申込者への利用申込みの補正などを求めることなく申込みに応じないこと。

利用者の同意を得ずに優先登録先の電気通信事業者を変更すること（いわゆるスラミング）。

利用者の同意を得ずに付加サービス契約を締結したり、利用がないにもかかわらず不当に高い料金請求を行うこと（いわゆるクラミング）。

(4) 自己の関係事業者との業務の受委託等に係る行為

ア 独占禁止法上問題となる行為

加入者回線網を保有する電気通信事業者は、既存の電気通信役務に係る顧客との契約関係を活用することで他の電気通信事業者に比べて有利に営業販売活動を展開し得る地位にある。このような状況において、加入者回線網を保有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

自己の関係事業者に対しては電気通信役務に関する契約の媒介、取次ぎ又は代理、その他の業務の受託等（業務の支援行為を含む。）を行う一方、競争事業者に対しては、合理的な理由なく、その受託等を拒否し、又は高い料金を設定するなど差別的に取り扱うことにより、競争事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、取引拒絶等）。

イ 電気通信事業法上問題となる行為

(ア) 第一種電気通信事業者が行う以下のような行為は、業務の方法が不適切であり利用者利益を阻害するものとして、電気通信事業法に基づき、業務の方法の改善その他の措置をとるべき旨の命令（業務改善命令）が発動される（電気通信事業法第36条第4項）。

（例）

自己と密接な関係のある電気通信事業者の業務委託等についてのみ有利な取扱いをすること。

(イ) 市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第37条の2第4項及び第37条の3第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、第一種電気通信事業許可の取消事由となり得る（同法第19条第1項第2号）。

(例)

合理的な理由なく、利用者に料金明細書等を送付する際、自己と密接な関係にある電気通信事業者の商品案内、申込書等を同封するなど当該電気通信事業者と一体となった排他的な業務を行うこと（電気通信事業法第37条の2第3項第2号）。

自己と密接な関係にある電気通信事業者に対して、料金、業務委託等の提供条件について有利な取扱いを行うこと（電気通信事業法第37条の2第3項第2号）。

自己の提供する基本料に関して、自己と密接な関係にある電気通信事業者が提供する割引サービスを再販する第二種電気通信事業者のみに利用者に対する請求代行を認めること（電気通信事業法第37条の2第3項第2号）。

第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が、料金回収業務や商品販売業務の受託について、コスト、業務内容、販売数量等の条件が同様であるにもかかわらず、特定関係事業者から徴収する手数料に比べて他の電気通信事業者から徴収する手数料を高く設定すること（電気通信事業法第37条の3第3項第2号）。

(5) 契約約款の設定に係る行為

電気通信事業法上問題となる行為

第一種電気通信事業者の電気通信役務(卸電気通信役務及び第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務を除く。)に関する契約約款は原則届出制とされているところ、以下のような契約約款については、電気通信事業法に基づく契約約款変更命令が発動される（電気通信事業法第31条の4第2項）。

(ア) 第一種電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていない契約約款（電気通信事業法第31条の4第2項第1号）

(例)

利用停止、契約解除、損害賠償、料金返還に関する事項が適正かつ明確に規定されていない契約約款。

延滞利息について不当に高額な割合を設定している契約約款。

消費者契約法に反するような、電気通信事業者に着しく有利で利用者にとって不利な規定のある契約約款。

(イ) 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限する契約約款（電気通信事業法第

3 1条の4第2項第2号)

(例)

公専公接続の制限(電話等の電気通信役務を提供する第一種電気通信事業者が、電話役務契約約款において、契約者回線と専用回線とを相互に接続して通話を行う場合には電気通信回線の接続の請求を承諾しない旨規定して接続を制限するもの)のある契約約款。

利用者の責に帰すべき事由に基づくなどの合理的な理由なく、利用停止など利用を制限している契約約款。

(ウ) 特定の者に対し不当な差別的取扱いをする契約約款(電気通信事業法第31条の4第2項第3号)

(例)

相互接続通話の利用者に対して、利用停止、契約解除、延滞利息、支払期限などについて不当に差別的取扱いをしている契約約款。

役務の提供を受けようとする者の責に帰すべき事由に基づくなどの合理的な理由なく特定の者には役務を提供しない旨を規定している契約約款。

(イ) 重要通信(電気通信事業法第8条第1項)に関する事項について適切に配慮されていない契約約款(電気通信事業法第31条の4第2項第4号)

(例)

重要通信の確保の規定やそのため一般通話の規制を行うことがある旨の規定を設けていない契約約款。

(オ) 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害する契約約款(電気通信事業法第31条の4第2項第5号)

(例)

競争事業者が存在する業務区域を対象に、合理的な理由なく他の区域と比べて有利な提供条件を設けている契約約款。

合理的な理由なく、自己の提供するサービスの提供条件(利用停止、契約解除、延滞利息等)について、自己と密接な関係にある電気通信事業者のサービスの利用の有無を要件とする契約約款。

契約約款において、優先接続における未登録者の扱いについて、利用者の意思にかかわらず「一般優先接続」(注32)ではなく、「固定優先接続」(注33)の登録をしたものとみなすこととしている契約約款。

(注32) 00XYを回せば他の電気通信事業者に接続する方式。通称「マ

イライン」。

(注33) 〇〇XYを回しても他の電気通信事業者に接続せず、登録した電気通信事業者のみに接続する方式。通称「マイラインプラス」。

契約約款において、当該電気通信事業者との契約を解除し他の電気通信事業者に移行しようとする場合に、移行禁止期間を設けるなど事実上解約を制限する条項を設定する契約約款(ただし、最低利用期間内に解約となる場合の違約金等についてはこれに当たらない。)

社会的経済的事情に照らして、最低契約期間が不当に長期の契約約款。

利用者利便の維持に配慮した措置を講じることなく、かつ、合理的な理由なくサービスを廃止し、著しい利用者の利便性の低下を招くような契約約款の変更又は廃止。

(6) 卸電気通信役務料金の設定等に係る行為

ア 独占禁止法上問題となる行為

電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

合理的な理由なく、卸電気通信役務に関連する費用を高く設定し、卸電気通信役務の提供を受けるに当たって必要となる情報を十分に開示せず、若しくは卸電気通信役務の提供を受けるための手続を遅延させること等、又は費用、提供する情報、卸電気通信役務の提供を受けるまでの期間等について自己又は自己の関係事業者に比べて不利にさせるような取扱いをすることにより、競争事業者の顧客向け電気通信役務(以下「小売サービス」という。)市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(私的独占、差別取扱い等)。

小売サービスを提供する電気通信事業者に対して、卸電気通信役務の提供を行う場合に、合理的な理由なく、他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けないことを条件とし、又は他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けた場合には自己が提供する卸電気通信役務の料金を高く引き上げることなどにより、当該他の電気通信事業者の卸電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(私的独占、排他条件付取引等)。

卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者は、卸電気通信役務の提供を受けようとする競争事業者から、小売サービスを提供する地域(需要者に関する情報)、想定される通信量(需要規模に関する情報)等に関する情報の提供を受けることとなる。このため、卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者は、卸電気通信役務の提供を受けようとする競争事業者との交渉の過程において、当該競争事業者やその顧客に関する情報を知り得る立場にある。

そのような立場を利用して、競争事業者との卸電気通信役務の提供に関する業務を通じて得た当該競争事業者やその顧客に関する情報を、合理的な理由なく(注

34) 自己や自己の関係事業者の事業活動に利用することにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(私的独占、取引妨害等)。

(注34) 例えば、競争事業者やその顧客に関する情報を自己又は自己の関係事業者の営業活動に流用する行為については、合理的な理由は認められない。

イ 電気通信事業法上問題となる行為

(ア) 第一種電気通信事業者が以下のような行為を行っていることにより、他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、電気通信事業法に基づく業務改善命令が発動される(電気通信事業法第36条第4項)。

(例)

届け出た卸契約約款又は卸電気通信役務提供契約に従って、卸電気通信役務の提供を行わないこと。

自己と密接な関係にある電気通信事業者のみを優遇した卸電気通信役務提供契約を締結するなど、卸電気通信役務の提供に関して、特定の電気通信事業者のみを特別に優遇すること。

卸電気通信役務の提供を受けた他の電気通信事業者に対して、合理的な理由なく、著しく高額な代金の支払いを請求するなどの不利益を与えること。

卸電気通信役務の提供契約において、接続約款において規定される接続料(電気通信事業者向け割引料金)接続条件に比べて、不利な条件を設定し、他の電気通信事業者に対して適用すること。

卸電気通信役務の提供の申込みに対して、不要な資料の提出を要求し、若しくは速やかに回答できるにもかかわらずいたずらに回答を遅延させること。

卸電気通信役務の提供に関して入手した情報を自己の営業目的に利用すること。

(イ) 卸契約約款の設定に係る行為

第一種電気通信事業者の卸電気通信役務に関する契約約款の作成は任意であるが、以下のような契約約款については、電気通信事業法に基づき、変更命令が発動される(電気通信事業法第39条の5第3項)。

(例)

卸契約約款において、当事者の責任に関する事項や料金の算出方法等が適正かつ明確に定められていない契約約款。

卸契約約款において、自己の関連会社等、特定の電気通信事業者に対し不

当に差別的な取扱いをしている契約約款。

卸契約約款において、接続約款において規定される条件に比べて他の電気通信事業者側に不利な条件を設定している契約約款。

- (り) 市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第37条の2第4項及び第37条の3第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、第一種電気通信事業許可の取消事由となり得る（同法第19条第1項第2号）。

（例）

卸電気通信役務の提供について、自己と密接な関係にある電気通信事業者に対して、他の電気通信事業者と比べて低い料金や有利な条件で提供すること（電気通信事業法第37条の2第3項第2号）。

第4 コンテンツの提供に関連する分野

1 独占禁止法における考え方

- (1) 電気通信事業者は、移動体通信端末又は固定通信端末(以下「簡易端末」という。)のディスプレイ等を利用し、音楽の配信、タウン情報、銀行との取引等の各種オンラインサービス(以下「コンテンツ」という。)を利用できるシステム(以下「簡易端末情報サービスシステム」という。)を管理・運用している場合がある。

簡易端末情報サービスシステムを管理・運用している電気通信事業者(以下「システム運用事業者」という。)は、その管理・運用の適切性等を確保する観点から、簡易端末の簡単なキー操作によってアクセスすることができるメニュー(以下「メニューリスト」という。)を設定し、一定の基準(以下「掲載基準」という。)の下に、コンテンツを掲載していることが一般的である。また、メニューリストに掲載されたコンテンツの提供に係る料金については、電気通信役務料金とともにシステム運用事業者による代行回収が行われる仕組みとなっている。

簡易端末情報サービスシステムについては、顧客はメニューリストに掲載されていないコンテンツに比べて、メニューリストに掲載されているコンテンツにアクセスする傾向が強いと指摘されており、コンテンツを提供する事業者(以下「コンテンツプロバイダー」という。)にとっては、自己が提供するコンテンツがメニューリストに掲載されることが、他のコンテンツプロバイダーとの競争上重要であると考えられる。

他方、それぞれの簡易端末情報サービスシステム間に互換性がないため、顧客は他の簡易端末情報サービスシステムのメニューリストに掲載されているコンテンツにはアクセスできない現状を踏まえると、システム運用事業者にとっては、優良なコンテンツをどれだけ自己の簡易端末情報サービスシステムのメニューリストに掲載できるかが、他のシステム運用事業者との競争上重要であると考えられる。

- (2) このような状況の下、例えば、システム運用事業者が、合理的な理由なく、コンテンツプロバイダーと他のシステム運用事業者との取引を制限する(注35)条件をつけて、当該コンテンツプロバイダーと取引することは、一般に市場における公正な競争を阻害するおそれのある行為であり、原則として、不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる。

また、上記のような行為等が行われることにより、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。

(注35) システム運用事業者は、自己のメニューリストへのコンテンツの掲載基準を独自に定めているところ、掲載基準が公開されていなかったり、公開されていても明確性に欠ける場合がある。このような場合、システム運用

事業者による掲載基準の恣意的運用が行われ、他のシステム運用事業者との取引を実質的に制限することとなりやすい。

2 電気通信事業法上における禁止行為、停止・変更命令等

市場支配的な電気通信事業者がシステム運用事業者として簡易端末情報サービスシステムを管理・運用している場合において、当該電気通信事業者が、コンテンツプロバイダーの業務について不当に規律し、又は干渉をすることは、電気通信事業法上の禁止行為に該当し（電気通信事業法第37条の2第3項第3号）総務大臣の停止又は変更命令の対象となる（同条第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、第一種電気通信事業許可の取消事由となり得る（同法第19条第1項第2号）。

3 独占禁止法又は電気通信事業法上問題となる行為

システム運用事業者が、以下のような行為により、競争事業者の取引の機会を減少させ、又はコンテンツ提供市場における料金競争を減殺することは、独占禁止法上問題となる（私的独占、排他条件付取引、拘束条件付取引等）。

また、市場支配的な電気通信事業者が、以下の行為を行うことにより、コンテンツプロバイダーの業務について不当に規律し、又は干渉すると認められるときは、電気通信事業法第37条の2第3項第3号の禁止行為に該当し、総務大臣による停止又は変更命令が発動される（同条第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、第一種電気通信事業許可の取消事由となり得る（同法第19条第1項第2号）。

合理的な理由なく、競争事業者のメニューリストへ新たにコンテンツを掲載しようとするコンテンツプロバイダーに対して、自己のメニューリストへのコンテンツの掲載（注36）若しくは料金回収代行サービスを中止し、又は既に競争事業者のメニューリストにコンテンツを掲載しているコンテンツプロバイダーに対して、自己のメニューリストへの掲載若しくは料金回収代行サービスを拒否すること。

（注36）要望するカテゴリへの掲載を含む。

合理的な理由なく、自己のメニューリストへ新たにコンテンツを掲載しようとするコンテンツプロバイダーに対して、競争事業者のメニューリストへのコンテンツの掲載を禁止する、若しくは競争事業者のメニューリストに対応する記述言語によるコンテンツの作成を禁止すること。

合理的な理由なく、コンテンツをメニューリストに掲載させる条件として、コンテンツプロバイダーと顧客との間におけるコンテンツ提供に係る料金の設定に関与する（注37）こと。

（注37）高額請求による利用者とコンテンツプロバイダーとのトラブルを回避するため、一定額以上となるようなコンテンツ料金を承諾しないことについては、当該一定額が料金を不当に制限するものではない限り、合理的理由

が認められる。

第5 電気通信設備の製造・販売に関連する分野

1 独占禁止法における考え方

(1) 技術革新の進展が著しく、それに基づく新たなサービスの展開が活発である電気通信事業分野においては、電気通信事業者が、電気通信設備の製造に当たっていわゆる事実上の標準と認められる特許等を有している場合があり、そのような特許等のライセンス契約を締結しないと、電気通信設備の製造販売活動が困難となるおそれがある。

(2) このような場合において、例えば、電気通信事業者が、合理的な理由なく、電気通信設備の製造業者（以下「設備メーカー」という。）に対して、特許等のライセンス契約の締結に併せて他の商品・サービスを自己又は自己の指定する事業者から購入させること、又は特許等のライセンス契約を締結している設備メーカーとその取引の相手方との取引その他設備メーカーの事業活動を拘束する条件をつけて当該設備メーカーと取引をすることは、一般に市場における公正な競争を阻害するおそれがある行為であり、原則として、不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる。

また、上記のような行為等が行われることにより、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。

なお、一般に、特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法における考え方については、「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」（平成11年7月30日公正取引委員会）に基づいて判断される。

2 電気通信事業法における禁止行為、停止・変更命令等

市場支配的な電気通信事業者が、合理的な理由なく、設備メーカー又は販売業者に対し、その業務について不当に規律し、又は干渉をすることは、電気通信事業法上の禁止行為に該当し（電気通信事業法第37条の2第3項第3号）、総務大臣の停止又は変更命令の対象となる（同条第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、第一種電気通信事業許可の取消事由となり得る（同法第19条第1項第2号）。

3 独占禁止法又は電気通信事業法上問題となる行為

電気通信事業者が以下のような行為により、他の事業者の事業活動を困難にさせ、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、若しくはその事業活動を困難にさせ、又は価格競争を減殺させることは、独占禁止法上問題となる（私的独占、抱き合わせ販売等、再販売価格の拘束、拘束条件付取引等）。

また、市場支配的な電気通信事業者が、以下の行為を行うことにより、設備メーカ

ー又は端末設備の販売業者の業務について不当に規律し、又は干渉すると認められる（注38）ときには、電気通信事業法第37条の2第3項第3号の禁止行為に該当し、総務大臣による停止又は変更命令が発動される（同条第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、第一種電気通信事業許可の取消事由となり得る（同法第19条第1項第2号）。

（注38）例えば、下記において、販売業者が専売を希望する場合には、電気通信事業法上問題とならない。

設備メーカーと電気通信設備を製造するために不可欠な特許等のライセンス契約を締結するのに併せて、合理的な理由なく、自己又は自己の指定する事業者から設備メーカーが必要とする商品・サービスを購入させること。

設備メーカーと締結しているライセンス契約又は共同開発契約において、自己の特許等の技術を利用した電気通信設備を競争事業者に販売する際には別契約により許諾を要する旨の条件を付している場合に、合理的な理由なく、設備メーカーからの許諾要請を認めず、若しくは許諾に係る手続を遅延させるなど実質的に許諾請求を拒否していると認められる行為を行い、競争事業者に当該特許等の技術を利用した電気通信設備を販売する時期等を制限すること。

端末設備（注39）の販売業者に対して、自ら定めた端末設備の標準価格、参考価格等を遵守させること。

（注39）端末設備とは、例えば、電話機（固定、移動体）、ファクシミリ機等をいう。

端末設備の販売業者に対して、合理的な理由なく、他の電気通信事業者の端末設備を取り扱わず、自ら指定した端末設備のみを販売させ、又は自ら定めた販売地域等を遵守させること。

【再掲】 市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制（禁止行為）

電気通信事業法上の市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制の対象となる行為については、前述の第1から第5の各分野において、電気通信事業法上問題となる行為として記載されているが、電気通信事業者等の便宜を考慮し、その趣旨及び概要と併せて、対象となる行為について当該規制の根拠条文ごとにまとめ直し、再掲することとする。

1 制度の趣旨及び概要

電気通信事業法においては、公正競争促進の措置として、市場支配的な電気通信事業者をあらかじめ特定して一定の行為規制を通常の電気通信事業者とは非対称的に課す非対称規制制度を整備している。

具体的には、市場支配的な電気通信事業者に対して、次に掲げる から の行為をあらかじめ禁止するとともに（電気通信事業法第37条の2第3項）これに違反する行為に対しては、速やかに除去し得るよう行為の停止・変更命令制度が設けられている（同法第37条の2第4項）。

（市場支配的な電気通信事業者の禁止行為）

接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供。

電気通信業務についての特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与。

他の電気通信事業者（注1）電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉。

また、第一種電気通信事業者は、電気通信役務に関する料金の適正な算定に資するため、会計整理・開示義務が課されているが（同法第33条、電気通信事業会計規則）市場支配的な電気通信事業者については、さらに内部相互補助の抑止・監視及び業務運営の透明性確保の観点から、電気通信役務に関する収支状況等の会計情報の公表義務が課されている（同法第37条の2第5項）。

（注1）コンテンツプロバイダーなど、電気通信事業法第90条第1項各号に掲げる電気通信事業（いわゆる適用除外電気通信事業）を営むものを含む。

第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、その第一種指定電気通信設備のボトルネック性（他の電気通信事業者の事業展開にとっての不可欠性、独占性）から、特に大きな市場支配力を有しており、それを背景として特定関係事業者（注2）に比べて他の電気通信事業者に不当に不利な取扱いをした場合、電気通信事業者間の公正な競争及び電気通信の健全な発達に及ぼす弊害は大きい。

（注2）「特定関係事業者」とは、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通

信事業者の子会社、当該第一種電気通信事業者を子会社とする親会社、当該親会社の子会社（当該第一種電気通信事業者を除く。）に該当する電気通信事業者であって、総務大臣が指定するものをいう（電気通信事業法第37条の3第1項）。

そのため、電気通信事業法は、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が、特定の業務において、特定関係事業者に比べて他の電気通信事業者に対し不利な取扱いを行うことを原則として禁止している（電気通信事業法第37条の3第3項：ファイアウォール規制）。

2 電気通信事業法上問題となる行為

市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為は、電気通信事業法上の禁止行為に該当し、このような行為を行った場合は、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第37条の2第4項及び第37条の3第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、第一種電気通信事業許可の取消事由となり得る（同法第19条第1項第2号）。

- (1) 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供（電気通信事業法第37条の2第3項第1号）

他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た情報を、当該情報の本来の利用目的を超えて社内の他部門又は自己と密接な関係にある電気通信事業者等へ提供するような行為（第1の3(2)エ）。

- (2) 電気通信業務についての特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与（電気通信事業法第37条の2第3項第2号）

（例）

優先接続（マイライン）等における利用者登録作業についての不公平な取扱い（第1の3(2)エ）。

自己と密接な関係にある電気通信事業者以外の電気通信事業者のネットワークを利用した通話のみについての割引サービス等の設定（第3の3(1)イ(イ)）。

自己と密接な関係にある電気通信事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供（第3の3(2)イ）。

自己と密接な関係にある電気通信事業者と一体となった排他的な業務（第3の3(4)イ(イ)）。

自己と密接な関係にある電気通信事業者に対する料金、業務委託等の提供条件についての有利な取扱い（第3の3(4)イ(イ)）。

特定の電気通信事業者のみに対して基本料請求代行を認めること（第3の3(4)イ）

自己と密接な関係にある電気通信事業者に対する卸電気通信役務の提供に関する有利な取扱い（第3の3(6)イ(ウ)）

ブラウザフォンサービスにおける不公平なポータルサービス利用条件の設定等（第3の3(1)イ(イ)）

(3) 他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉（電気通信事業法第37条の2第3項第3号）

（例）

ア 他の電気通信事業者の提供する電気通信役務の内容等の制限（第3の3(1)イ(1)）

イ コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉（第4の3～）

ウ 電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉（第5の3～）

(4) 市場支配的な電気通信事業者のうち第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が、第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置・保守、土地・建物等の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱う行為（電気通信事業法第37条の3第3項第1号）

（例）

ア 接続に必要な情報の提供に関する不公平な取扱い（第1の3(2)エ）

イ 接続に必要な装置等の設置・保守工事、コロケーション、電柱・管路等の貸与に関する不公平な取扱い（第1の3(2)エ）

(5) 市場支配的な電気通信事業者のうち第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が、電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ又は代理その他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱う行為（電気通信事業法第37条の3第3項第2号）

（例）

料金回収業務等に係る手数料の不公平な設定（第3の3(4)イ(1)）

競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為

1 接続担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断

市場支配的な電気通信事業者は、接続の業務に関して知り得た情報を目的外に利用・提供することが禁止されており、このため、自己の接続担当部門と営業部門等や自己の関係事業者との間において、接続の業務に関して知り得た他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を遮断しなければならない。

こうした情報を確実に遮断するため、例えば、接続担当部門と営業部門等を別フロアに配置するなど物理的に隔絶するとともに、接続担当部門と営業部門等との間の人事交流に当たって、両部門の情報遮断を確保するための措置を講ずることが望ましい。

また、情報遮断の具体的な実施に当たっては、その実施状況を外部から検証できるように、例えば、社内においてマニュアルを作成し、的確に実施するとともに、その実施状況を公表することが望ましい。

さらに、市場支配的な電気通信事業者以外の電気通信事業者においても、接続の業務に関して知り得た情報の遮断措置を実施することが望ましい。

2 接続・コロケーションに係る情報開示及び条件の同一性の確保等

市場支配的な電気通信事業者以外の電気通信事業者においては、競争を一層促進する観点から、接続・コロケーションの請求に際して必要な情報（加入者回線網及びコロケーションを行う建物の設置場所、その空き状況（現状において接続・コロケーションが不可能であれば可能となる具体的時期を含む。）等に関する情報及び接続・コロケーションに関連する技術的情報等）の開示請求に対しては、当該情報の開示の程度及び開示請求を処理する期間について、当該加入者回線網への接続・コロケーションを希望する競争事業者と自己の営業部門又は自己の関係事業者を同一に取り扱うことが望ましい。

また、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、ファイアウォール（注1）の遵守のために講じた措置及びその実施状況について総務大臣に対し報告する義務を課せられることとなるが（電気通信事業法第37条の3第5項）、ファイアウォールの遵守の徹底を図る観点からは、報告した内容について公表することが望ましい。

（注1）ここでいう「ファイアウォール」とは、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者とその特定関係事業者との間における、一定の業務において他の電気通信事業者を特定関係事業者に比べて不利に取り扱う行為の禁止措置（電気通信事業法第37条の3第3項）を指す。

3 加入者回線網の開放の徹底

加入者回線網を保有する電気通信事業者は、競争を一層促進する観点から、他の電気

通信事業者との接続・コロケーションの実施状況を事後的に公表することが望ましい。

具体的には、自己の関係事業者を優遇していないことが検証できるよう、接続・コロケーションを実施した相手方を自己の関係事業者とそれ以外に区分した上で、申込件数、実績、手続に要した期間、拒否した件数・拒否した場合の理由などの実施状況を定期的に取りまとめ、公表することが望ましい。

4 電柱・管路等の貸与関係

(1) 電柱・管路等の貸与担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断

電柱・管路等を保有する事業者は、競争を一層促進する観点から、その貸与担当部門と自己の営業部門・自己の関係事業者との間において、貸与手続を通じて知り得たインフラベースの事業者の情報を遮断する措置を講じることが望ましい。

情報遮断の具体的な実施については、その実施状況を外部から検証できる方法を採用することが重要である。

(2) 電柱・管路等の貸与申込手続の公表等

設備保有者は、競争を一層促進する観点から、以下のように、設備の提供に係る貸与申込手続等をあらかじめ公開する（透明性）等の取組を積極的に推進することが望ましい。

（例）

貸与申込手続の公表（ガイドライン第2条）

設備保有者は、設備の提供に関し、次の事項をあらかじめインターネット上のホームページで公表することが望ましい。

ア 提供を受けるための申込み窓口及びその連絡先

イ 提供を受けるための手続

ウ 提供が拒否できる事由

エ 標準的な設備使用料及びその算出根拠

オ 設備の提供に伴う事前調査（以下「調査」という。）の申込みから提供の可否の決定までの標準的期間（標準的な調査回答期間）

カ 提供に関して行う調査に係る費用の算定方法

キ 調査の申込みから設備の使用開始までの標準的期間

情報開示（ガイドライン第12条）

設備保有者は、第一種電気通信事業者から設備の使用可能状況について照会があったときは、可能な限り、当該区間の使用可能状況について当該電気通信事業者への回答を行うことが望ましい。

標準実施要領の作成（ガイドライン第13条）

設備保有者は、ガイドラインに準拠した設備の使用に関する標準実施要領（公開

ベース)を作成し、 に定める事項をインターネット上のホームページで公表することが望ましい。

資料の提供等(ガイドライン附則第2条)

ガイドラインは、毎年4月1日に、設備使用の進展の程度等について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとしているところ、当該見直しに当たり、設備保有者は、資料の提供等必要な協力を行うことが望ましい。

(3) 電柱・管路等の貸与状況の公表

電柱・管路等を保有する事業者は、競争を一層促進する観点から、インフラベアの事業者への電柱・管路等の貸与の実施状況を事後的に公表することが望ましい。

具体的には、自己の関係事業者を優遇していないことが検証できるよう、貸与先を自己の関係事業者とそれ以外に区分した上で、申込件数、貸与実績、貸与手続に要した期間、貸与を拒否した件数・拒否した場合の理由などの実施状況を定期的に取りまとめ公表することが望ましい。

5 卸電気通信役務市場の活性化

卸電気通信役務に関する提供条件の透明性・公平性を確保し、競争を一層促進する観点から、第一種電気通信事業者は、できるだけ卸電気通信役務の料金その他の提供条件を約款化すること、あるいは標準的な提供条件のメニューを作成・公表することが望ましい。

6 違反防止マニュアルの作成

電気通信事業者は、競争を一層促進する観点から、社内において独占禁止法及び電気通信事業法遵守マニュアルを作成し、社内研修の充実等を図ることにより、的確に実施するとともに、その実施状況を公表することが望ましい。

また、こうしたマニュアルについては、自社の営業員等だけでなく販売代理店においても遵守徹底を図ることが重要である。

報告・相談、意見申出等への対応体制

第1 違反行為の報告・相談、競争の促進に関する各種苦情・意見申出等

独占禁止法においては、何人も同法の規定に違反する事実があると思料するときは、公正取引委員会にその事実を報告し、適当な措置を採るべきことを求めることができる旨規定されている（独占禁止法第45条）。

公正取引委員会は、IT 関連分野及び公益事業分野における公正かつ自由な競争を確保するため、同分野における独占禁止法違反について、効率的かつ迅速に情報収集し、事件処理を行うこととしている。

また、公正取引委員会は、法運用の透明性の向上を図るとともに事業者等の自らの行為への法適用に関する予見可能性を高めるとの観点から、事業者等が行おうとする具体的な行為に関し相談に応じており、当該行為が公正取引委員会所管法令の規定に抵触するか否かに関する事業者等からの照会に対し、回答する手続（事業者等の活動に係る事前相談制度）を整備している（現在、原案についての意見を募集中）。

電気通信事業法においては、電気通信事業者の電気通信役務に関する料金その他の提供条件等に関し苦情その他の意見のある者は、総務大臣に対し意見の申出をすることができる旨規定されている（電気通信事業法第96条の2）。

また、電気通信事業者間の電気通信設備の接続等に係る契約・協定の締結に関する争いについては、電気通信事業紛争処理委員会のあっせん又は仲裁を求めることができる旨規定されている（電気通信事業法第88条の12～第88条の17）。

さらに、電気通信事業分野における公正な競争の確保に関して今後も増加する傾向にある電気通信事業者から寄せられる各種の苦情や意見申出について、総合通信基盤局における処理体制を強化し、対外的な責任窓口を明確化する観点から、総合通信基盤局総務課に公正競争推進室が設置されている。公正競争推進室は、電気通信事業法第96条の2の規定に基づく電気通信事業者からの意見申出の受付や電気通信事業分野における公正競争の促進に関して電気通信事業者間で発生する各種紛争等に係る相談等の業務を一元的に行っている。

このほか、総務省においても、電気通信事業者等が行おうとする具体的な行為に関し、当該行為が電気通信事業法等の総務省所管法令の規定に抵触するか否かについて、総務省に照会し、それに回答する手続（法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度））を整備している。

公正取引委員会及び総務省は、上記の独占禁止法及び電気通信事業法の規定を運用していくとともに、本指針に示されている考え方や問題となる行為等に関する相談を

受け付けることとしている（窓口については下表参照）。

第2 公正取引委員会と総務省の連携

公正取引委員会及び総務省は、それぞれに寄せられた相談等について、電気通信事業法上問題となる可能性があるとして公正取引委員会が判断した場合、独占禁止法上問題となる可能性があるとして総務省が判断した場合などにおいて、必要に応じ相互に、相談者の希望を踏まえ、連絡することとする。

また、公正取引委員会及び総務省は、独占禁止法と電気通信事業法の運用の整合性を図る観点から、必要に応じ、それぞれの処理についての情報交換等を行うこととする。

表 報告・相談等窓口

| 担当行政官庁 | 報告・相談等 | 窓口課 | 連絡先 |
|---------|---------------------------------|---------------------------------------|--|
| 公正取引委員会 | 独占禁止法第 45 条に基づく違反事実の報告 (注 1) | 公正取引委員会事務総局 審査局情報管理室 (注 2) | 〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟 電話 (03)3581-3387 Fax (03)3581-6050 |
| | 独占禁止法の事前相談及び一般的な相談 | 公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部相談指導室 (注 2) | 〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟 電話 (03)3581-5481 Fax (03)3581-1948 |
| 総務省 | 電気通信事業法第 96 条の 2 に基づく意見の申出 | 総務省総合通信基盤局総務課公正競争推進室 (注 3) | 〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第 2 号館 電話 (03)5253-5827 Fax (03)5253-5830 |
| | 電気通信事業法等の一般的な相談 | 総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 (注 3) | 〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第 2 号館 電話 (03)5253-5835 Fax (03)5253-5848 |

(注 1) ホームページからの報告については、<http://www.jftc.go.jp>まで。

(注 2) 独占禁止法に関する関東甲信越地方(茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・長野県・山梨県)以外の窓口については別表 1 参照。

(注 3) 電気通信事業法に関するその他の窓口については、別表 2 参照。

別表1 独占禁止法に関する関東甲信越地方以外の窓口

| 地方事務所等 | 独占禁止法第45条に基づく違反事実の報告 | 独占禁止法の一般的な相談 | 管轄区域 |
|---|---|---|------------------------------------|
| 北海道事務所 〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 | 第一審査課 T E L:(011)231-6300 F A X:(011)261-1719 | 総務課 T E L:(011)231-6300 F A X:(011)261-1719 | 北海道 |
| 東北事務所 〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 | 第一審査課 T E L:(022)225-7095 F A X:(022)261-3548 | 総務課 T E L:(022)225-7095 F A X:(022)261-3548 | 青森県・岩手県・宮城県 秋田県・山形県・福島県 |
| 中部事務所 〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 | 第一審査課 T E L:(052)961-9425 F A X:(052)971-5003 | 総務課 T E L:(052)961-9421 F A X:(052)971-5003 | 富山県・石川県・岐阜県 静岡県・愛知県・三重県 |
| 近畿中国四国事務所 〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 | 第一審査課 T E L:(06)6941-2193 F A X:(06)6941-2189 | 総務課 T E L:(06)6941-2173 F A X:(06)6943-7214 | 福井県・滋賀県・京都府 大阪府・兵庫県・奈良県 和歌山県 |
| 近畿中国四国事務所中国支所 〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館 | 審査課 T E L:(082)228-1501 F A X:(082)223-3123 | 総務課 T E L:(082)228-1501 F A X:(082)223-3123 | 鳥取県・島根県・岡山県 広島県・山口県 |
| 近畿中国四国事務所四国支所 〒760-0068 高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎 | 審査課 T E L:(087)834-1442 F A X:(087)862-1994 | 総務課 T E L:(087)834-1441 F A X:(087)862-1994 | 徳島県・香川県・愛媛県 高知県 |
| 九州事務所 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館 | 第一審査課 T E L:(092)431-6033 F A X:(092)474-5465 | 総務課 T E L:(092)431-5881 F A X:(092)474-5465 | 福岡県・佐賀県・長崎県 熊本県・大分県・宮崎県 鹿児島県 |
| 内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室 〒900-8530 那覇市前島2-21-13ふそうビル | 公正取引室 T E L:(098)863-2243 F A X:(098)862-4580 同左 | 同左 | 沖縄県 |

別表2 電気通信事業法に関するその他の窓口

| 地方総合通信局等 | 窓口課等 | 管轄区域 |
|---|---|--|
| 北海道総合通信局 〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎 | 情報通信部電気通信事業課 TEL：011-709-2311 内線4703 FAX：011-709-2482 | 北海道 |
| 東北総合通信局 〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 | 情報通信部電気通信事業課 TEL：022-221-0627 FAX：022-221-0613 | 青森県・岩手県・宮城県・ 秋田県・山形県・福島県 |
| 関東総合通信局 〒100-8795 東京都千代田区大手町2-3-2 | 情報通信部電気通信事業課 TEL：03-3243-8633 FAX：03-3242-0133 | 茨城県・栃木県・群馬県・ 埼玉県・千葉県・東京都・ 神奈川県・山梨県 |
| 信越総合通信局 〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎 | 情報通信部電気通信事業課 TEL：026-234-9971 FAX：026-234-9999 | 新潟県・長野県 |
| 北陸総合通信局 〒920-8795 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎 | 情報通信部電気通信事業課 TEL：076-233-4420 FAX：076-233-4499 | 富山県・石川県・福井県 |
| 東海総合通信局 〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 | 情報通信部電気通信事業課 TEL：052-971-9401 FAX：052-971-3581 | 静岡県・岐阜県・愛知県・ 三重県 |
| 近畿総合通信局 〒540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 | 情報通信部電気通信事業課 TEL：06-6942-8517 FAX：06-6920-0609 | 滋賀県・京都府・大阪府・ 兵庫県・奈良県・和歌山県 |
| 中国総合通信局 〒730-8795 広島市中区東白島町19-36 | 情報通信部電気通信事業課 TEL：082-222-3376 FAX：082-502-8152 | 鳥取県・島根県・岡山県・ 広島県・山口県 |
| 四国総合通信局 〒790-8795 松山市宮田町8-5 | 情報通信部電気通信事業課 TEL：089-936-5042 FAX：089-936-5014 | 徳島県・香川県・愛媛県・ 高知県 |
| 九州総合通信局 〒860-8795 熊本市二の丸1-4 | 情報通信部電気通信事業課 TEL：096-326-7824 FAX：096-326-7829 | 福岡県・佐賀県・長崎県・ 熊本県・大分県・宮崎県・ 鹿児島県 |
| 沖縄総合通信事務所 〒900-8797 那覇市東町26-29 | 情報通信部監理課電気通信事業担当 TEL：098-865-2302 FAX：098-865-2311 | 沖縄県 |